

# 「登米市いじめ防止基本方針」概要

## 1 基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

(2) いじめの定義

(3) いじめの理解

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

①いじめ防止②いじめの早期発見③いじめへの対処④地域や家庭との連携⑤関係機関との連携

## 2 登米市が実施する施策

(1) 登米市いじめ防止基本方針の策定

本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめに関する市内児童生徒の現状等、各機関との情報交換の場とする。

構成員は、学校、市教育委員会、所管の児童相談所、法務局、宮城県警察、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 市教育委員会の附属機関の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行う機関。

- ・市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等。
- ・学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整や問題の解決。
- ・学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用。
- ・重大事態に係る調査を市教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査。

(4) 市が実施すべき施策

- ・いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備。
- ・いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や相談窓口の周知。
- ・学校、家庭、地域社会及び民間団体の連携の強化。
- ・保護者を対象とした啓発活動。
- ・教職員の研修の充実と資質能力の向上。
- ・学校相互間の連携協力体制を整備。
- ・学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実。
- ・重大事態への対処。(項目4 参照)

(5) 市教育委員会として実施すべき施策

- ・道徳教育及び体験活動等を充実。
- ・いじめ防止の啓発。
- ・児童生徒に対する定期的な調査。
- ・いじめに係る相談を行うことができる体制の整備。
- ・教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施。
- ・重大事態への対処。(項目4 参照)
- ・学校評価、教員評価への指導や助言
- ・学校運営改善の支援

### 3 学校が実施すべき施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止・早期発見・対処に当たって実効のないいじめの防止等の対策に取り組む。

#### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・いじめの防止（居場所づくり 絆づくり 学級づくり コミュニケーション）
- ・いじめの早期発見（児童生徒が訴えやすい体制 アンケート）
- ・いじめに対する措置（組織的対応 教職員の共通理解 保護者の協力）

### 4 重大事態への対処

#### (1) 市教育委員会又は学校による調査

##### ア 重大事態の発生と調査

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。

##### イ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。また、調査結果については、市長に報告する。

#### (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

##### ア 再調査

市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

##### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

